⑹　Contact point for tender documentation : NAITOU Junya, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年10月13日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　佐々木淑充

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和５－９年度野村ダム施設改良ゲート設備工事（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　愛媛県西予市野村町野村地先

⑷　工事内容

・主ゲート（高圧ラジアルゲート（B4.2m×H2.8m））　１門

・予備ゲート（高圧ローラゲート（B5.88m×H5.88m））　１門

・放流管　１条

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。ただし、余裕期間は６ヶ月を超えない範囲とする。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材等の搬入及び仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工事完了期限：令和10年３月31日まで

工期：工事の始期から終期

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

４）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

５）本工事は、発注者が本工事の積算に必要な機器単体品価格等について見積りを求める工事である。標準歩掛のない歩掛については、見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

６）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

７）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

８）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

９）本工事は、発注者が週休２日（４週８休以上）に取り組むことを指定する「発注者指定方式（現場閉所）」であり、週休２日（４週８休以上）の取得に要する費用について、労務費、機械経費（賃料）、市場単価、共通仮設費率、現場管理費率を補正して計上している。

なお、完全週休２日を達成した場合には、「完全週休２日達成証明書」を交付する。

10）本工事は、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

11）本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組み（以下「生産性向上チャレンジ」という。）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。

12）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。

13）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

14）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

15）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（受注者希望型）である。

16）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。

２　競争参加資格

次の⑴から⒀までの要件を全て満たす者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち、「機械設備工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成20年度以降に元請けとして、以下の㋐～㋑に示す洪水調整を目的としたダム用ゲート設備を自ら製作し、据付した工事（以下、「同種工事」という。）の実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む）。経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社が平成20年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。「自ら製作し、据付した」とは、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器である扉体、戸当りを製作し、設備全体を施工した場合とする。

㋐　ゲート形式がラジアルゲートであること

㋑　１門当たりの通水断面積×設計水深が256㎡・m以上であること。

ただし、㋐～㋑は同一工事であること。上記において製作と据付が別工事の場合は、合わせて１件の工事とみなす。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は、監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事（フレックス方式）であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。